

## 農業委員会からの お知らせ

### ご確認ください

・農地の転用や権利移動には農業委員会の許可が必要です。また、農地の取得や貸借には、取得後の面積が50haを超えない、特別な場合を除き許可が下りません。

・農地の相続時には、権利移転登記をし、農業委員会に届け出でください。相続未登記により所有者が不明になると耕作放棄地の原因にもなり、扱い手の利用集積に悪影響を及ぼすことになります。

### ■各種申請はお早めに

農業委員会の各種申請の締切は、毎月10日です。耕作証明は、農地基本台帳に基づき、その世帯で耕作している農地面積の証明を発行します。みなし貸借による農地に含まれません。

### ■8・1調査、農地パトロール期間

8月から11月にかけて、町内の全ての農地所有者に対し農地の所有・耕作状況・世帯員及び就業・耕作放棄地等の状況調査を行います。

### ■遊休農地対策の強化

・農地の所有者に対し、農地

の農業上の利用について、意向調査を行い、農地中間管理機構への貸付を促す仕組みが設けられました。

・遊休農地対策は農業委員会による利用意向調査から始まり、中間管理機構に協議の勧告、県知事の裁定・公告により、中間管理機構が権利を取得します。

### ■全国農業新聞の普及推進

農業者への農業技術・農業経営及び農業情報等の提供のため、全国農業新聞の普及・推進を行っています。農業委員会でお申し込みください。

### ■農業者年金に加入しよう

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の方と、農業に従事している家族（配偶者・後継者）も加入できます。

### ●保険料

月2万円から6万7千円まで千円単位で自由に設定できます。いつでも保険料の変更ができます。

・認定農業者で青色申告している35歳未満の方には、国から月額1万円の保険料補助が

あります。  
・保険料の全額が社会保険料の控除の対象となります。

あります。  
・保険料の全額が社会保険料の控除の対象となります。

### 賃借料情報

平成26年実績  
10アールあたり平均賃借料(畳)

締結	基盤整備地域	未整備地域
平均額	16,300円	16,200円
最高額	22,000円	20,000円
最低額	7,400円	7,500円
データ数	82	72

問 申 町民課  
電話(84)3152

### 認定こども園きらきら子育て広場

認定こども園きらきら子育て広場を開所しました。子育ての交流の場として子育て広場に遊びにきましたか？

は、今年度から園内に独自の子育て広場を開所しました。子育ての交流の場として子育て広場に遊びにきましたか？

●時間 午前9時～正午  
●対象 家庭保育の乳幼児と保護者

問 申 認定こども園きらきら

電話(93)2288

### 予約制による 年金相談のご案内

今年のサマージャンボ  
宝くじは7億円！

### ●当選金

・1等 5億円×23本

・前後賞各 1億円×46本

※1等・前後賞ともに発売

総額690億円・23ユニック

トの場合

●販売期間 7月31日(金)

抽選日 8月11日(火)

お電話又は町民課窓口でお

申し込みください。なお、

申し込みの際に、相談者の

氏名、基礎年金番号、電話

番号、相談内容等について

確認します。

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

この宝くじの収益金は、

市町村の明るく住みよいま

ちづくりに使われます。

### 有料広告



SHARP 蓄電池で快適・安心生活！！

MOTOE

株式会社

モトエ産業販売

TEL: 0997-69-3801

FAX: 0997-69-3802

土・日・祝日も受付中!!